

山梨県公報

第五百二号

令和六年

九月九日

月 曜 日

目次

○公共工事の入札及び契約に係る情報の公表方法の告示……………三五五

○道路の区域変更……………三五五

○都市計画事業の事業計画の変更認可……………三五五

公 告

○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出……………三五六

告 示

山梨県告示第二百二十四号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成十三年政令第三十四号)第五条第三項(同令第六条及び第七条第五項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同令第五条第一項及び第五項並びに第七条第一項から第三項までの規定による公表の方法を次のとおり定める。

令和六年九月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 インターネットを利用して閲覧に供する方法

山梨県公式ホームページ(<https://www.pref.yamanashi.jp/>)及び山梨県公共事業ポータルサイト(<https://www.cals.pref.yamanashi.jp/>)において公表する。

二 閲覧所を設けて閲覧に供する方法

発注の見直しに関する事項については、一のインターネットを利用して閲覧に供する方法のほか、次に掲げる閲覧所において公表する。

イ 山梨県県民情報センター内(山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)

ロ 各公共工事の執行事務所内(当該公共工事の執行事務所が所属する部局分のみ)

山梨県告示第二百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所所轄北支所において、この告示の日から令和六年九月三十日まで一般の縦覧に供する。

令和六年九月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

令和六年

九月九日

月 曜 日

- 道路の種類 県道
- 路線名 茅野北杜韮崎線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
韮崎市中田町中條字隠岐殿三三六二番一地从先から	旧	七・二	五五八・七
韮崎市中田町中條字城山四五八五番一地从先まで	新	九・〇	五五八・七

山梨県告示第二百二十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年九月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 施行者の名称 昭和町

二 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画下水道事業昭和町公共下水道

三 事業施行期間 昭和六十二年三月三十一日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地

- 収用の部分 昭和六十二年山梨県告示第五十三号、平成五年山梨県告示第六号、平成七年山梨県告示第三百五十九号、平成八年山梨県告示第四百八十六号、平成十年山梨県告示第八十号、平成十五年山梨県告示第七十八号、平成二十年山梨県告示第六十六号、平成二十三年山梨県告示第六十七号、平成二十七年山梨県告示第七十三号、平成二十八年山梨県告示第十七号及び令和二年山梨県告示第四十七号の事業地のとおり。

2 使用の部分 なし

公 告

● 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり富士吉田市中原土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があった。
令和六年九月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

氏 名	住 所
上小澤 隆	富士吉田市上吉田六丁目七番七号
小俣 安一	富士吉田市上吉田四千三百三番地の三
大森 邦子	南都留郡忍野村忍草千四百六十一番地
田代 トメ子	富士吉田市上吉田四十七番地の十
戸辺 一美	富士吉田市上吉田五丁目十番二十二号